

## 令和6(2024)年度栃木県DX施策推進サポート業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する令和6(2024)年度栃木県DX施策推進サポート業務（以下「委託業務」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定める。

### 1 業務名

令和6(2024)年度栃木県DX施策推進サポート業務

### 2 業務の目的

本県では、令和3(2021)年3月に「とちぎデジタル戦略」を定め、経済発展と社会課題の解決を両立し、人と人がつながる社会の構築に向け、各種デジタルを活用した地域課題の解決に向けて様々な施策を行ってきた。

このような中、国では「デジタル田園都市国家構想」を掲げ、令和4(2022)年12月には「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定し、デジタルの力を活用した地方の社会課題解決等の取組を加速させている。

ついては、本県においても更なるデジタルの活用による課題解決を図るため、幅広い分野の知見やノウハウを持つ専門事業者（DX牽引企業）の協力を得て、本県のDX施策を推進することを本業務の目的とする。

### 3 委託期間

契約締結日から令和7(2025)年3月14日(金)まで

### 4 業務内容

#### (1) デジタル活用による課題解決への相談対応等

庁内各課がデジタルを活用して解決を図ろうとする施策（以下「DX施策」という。）の推進に当たり、幅広い分野の知見やノウハウを活かして、課題整理や助言等を240時間以上（以下「相談時間数」という。）行う。

なお、1日当たりの相談対応等に要する時間は、案件に応じ甲と乙が協議して決定する。

また、相談対応に係る「実績報告書」（任意様式）を作成する。

#### 【相談対応等の例】

- ・各課が検討している課題と課題解決方法の整理
- ・実現可能性の判断や効率的に事業構築に必要な情報提供、有効な手法の提示
- ・実行の具体化に向けた各種助言
- ・「とちぎデジタルハブ\*」における課題解決プロジェクトや実証実験に係る必要な助言、技術に係る情報収集（\*とちぎデジタルハブ：<https://www.tochigi-digitalhub.jp/>）

#### 【補足事項】

- ・相談対応等に当たっては、乙が持つ専門性を前提として相談対応等を行うことから、原則、情報収集等は相談時間数に含まない。

- ・ただし、情報収集等に相当の負担が見込まれる場合は、甲と乙の協議により、これらを相談時間数として扱うことができるものとする。
- ・相談対応等の実施に当たっては、随時甲が庁内の希望を確認し、甲と乙の協議により実施を決定する。
- ・相談対応等は対面で行うものとする。ただし、甲が認める場合は、オンラインでの実施も可能とする。
- ・委託期間満了を待たずに相談時間数の業務が終了した場合は、甲と乙の協議により委託業務を終了する。

## (2) DX施策に係る実証実験への対応

庁内各課のDX施策の検討に当たり、施策の有効性の確認や詳細を検討する上で甲が実証実験の実施が必要であると判断した場合、乙は、自らのネットワーク等を活かし、県内企業などとも連携して機器の手配やシステムの構築等を行うなど、当該実証実験を指揮する。

また、実証実験に係る「実績報告書」（任意様式）を作成する。

当該実証実験への対応に要する費用は、20,000千円以内（実証実験に必要な管理経費、消費税及び地方消費税を含む。）とし、実績に応じて精算する。

### 【補足事項】

- ・「(2) DX施策に係る実証実験への対応」は、「(1) デジタル活用による課題解決への相談対応等」における相談時間数に含めない。
- ・「(1) デジタル活用による課題解決への相談対応等」と「(2) DX施策に係る実証実験への対応」については、同じ人員が従事することを妨げないが、業務時間・内容を明確に分けられるよう整理すること。
- ・上記の整理に当たっては、甲と乙が協議し、実証実験としての業務の始期と終期を区分するものとする。

## 5 成果品

以下の成果品を電子データにより納入すること。

- ・実績報告書

## 6 納入場所及び検査

- (1) 納入場所は、栃木県総合政策部デジタル戦略課とする。
- (2) 乙は、委託業務完了後、成果品を甲に提出して、甲の検査を受けるものとする。
- (3) 甲は、必要がある場合には、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができるものとする。

## 7 その他

- (1) 乙は、委託業務の開始から終了までの間、業務経過内容全般を常に把握している専任担当者を置き、委託業務の円滑な実施のために定期的に甲と連絡調整を行うこと。
- (2) 乙は、業務の実施に当たり、栃木県会計規則、個人情報保護に関する法律その他関係法令・

条例等を遵守しなければならない。

- (3) 契約や支払いに関する書類など本業務の関係資料を業務完了の年度の翌年度から起算して、5年間保管すること。
- (4) 乙は、本業務の実施に当たり、甲の信用を損なう行為や不名誉となるような行為をしないこと。また、業務上知り得た情報を漏らさないこと。委託契約期間終了後も同様とする。
- (5) 甲は、乙に仕様書に定める事項に逸脱する行為が認められた場合には、再履行の実施を命じ、又は契約を解除し、若しくは損害賠償を請求することができるものとする。
- (6) 契約に当たり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、甲の承諾を得た場合はこの限りでない。その場合、事前に再委託範囲及び再委託先を提示し承認を得ること。
- (7) 再委託範囲は乙が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は乙の責任において解決すること。
- (8) 著作権をはじめ、本業務の成果品における一切の権利は、原則、甲に帰属する。成果品に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、乙は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行う。なお、これらの手続を怠ったことにより、著作権との権利を侵害した場合は、乙は、その一切の責任を負うこと。ただし従前から乙又は第三者が有していた著作権並びに乙又は第三者に帰属する同種のプログラムに共通して利用するルーチン、モジュールの著作権は、乙又は当該第三者に留保されるものとする。
- (9) 本業務遂行中に乙が甲若しくは第三者に損害を与えた場合または第三者から損害を受けた場合は、直ちに甲にその状況及び内容を書面により報告し、全て乙の責任において処理解決するものとし、甲は一切の責任を負わないものとする。
- (10) 本業務の実施に際して、仕様書に定める事項及び仕様書に定められていない事項等に疑義が生じた場合は、遅滞なく甲と乙との協議の上決定するものとする。